

入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：平成28年 7月 28日)

開催日及び場所		平成28年6月9日(木) 北陸農政局第3会議室				
委員		中村 正紀 (弁護士) 松木 浩一 (公認会計士) 小倉 正人 (ジャーナリスト)				
審議対象期間		平成28年1月1日～平成28年3月31日				
審議対象案件		222件 うち、1者応札案件18件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件				
抽出案件		5件 うち、1者応札案件2件 (抽出率2.2%) (抽出率11.1%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件 (抽出0.0%)				
抽出案件内訳	工 事	一般競争		2件 うち、1者応札案件2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件		
		指 名 競 争	公募型指名競争		該当なし	
			工事希望型競争		該当なし	
			その他の指名競争		該当なし	
		随意契約		該当なし		
	業 務	一般競争		抽出なし		
		指 名 競 争	公募型競争		該当なし	
			簡易公募型競争		2件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
			その他の指名競争		該当なし	
		随 意 契 約	公募型プロポーザル		該当なし	
			簡易公募型プロポーザル		抽出なし	
			標準型プロポーザル		該当なし	
			その他の随意契約		該当なし	
	物 品 ・ 役 務 等	一 般 競 争		抽出なし		
		指 名 競 争		該当なし		
		随意契約 (企画競争・公募)		該当なし		
		随意契約 (その他)		1件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件		
	(特記事項)				特になし	

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]	特になし	

事務局：

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>第1回北陸農政局入札等監視委員会 1 一般競争契約 柏崎周辺農業水利事業所 基幹水利施設観測装置整備工事 (第1回変更)</p> <p>◆受注業者はどこの会社か。</p> <p>◆全国的には、同様の会社は各県に1社ぐらいはあるものなのか。</p> <p>◆石川県にも何社かあるのか。</p> <p>◆1者応札となった理由は把握しているか。</p> <p>◆入札金額は、公になっている農政局の工事資料に基づいて積算すれば、各者とも大体予定価格に近い金額になってくるものなのか。</p> <p>◆契約変更等協議書の通知が1月7日と工期終了間際に出されているが、この通知は誰が誰に対して出したものか。</p> <p>◆変更すべきかどうかの判断は事業所内で行うのか。</p> <p>◆変更した方がいいかどうかは、工事のどの段階で分かるのか。</p> <p>◆最終的には誰が承認するのか。</p>	<p>◆新潟県です。</p> <p>◆本工事は工種で言うと電気通信工事ですが、その分野で農政局の競争参加資格を有している者は新潟県内だけで90社ほどあります。ただ、その中でダム監視施設を扱えるのは数社に限られると思います。</p> <p>◆あります。</p> <p>◆以前は周知不足もありましたが、最近はインターネット等も用いて幅広く公告しています。ただ、間隙水圧計等の特殊な装置を扱ったり、堤体観測装置を設置したりできる専門業者は、さほど多くないと思います。また、例えば既に手持ち案件のある業者は、これ以上受注したくないなど、個々の会社の事情もあると考えられます。</p> <p>◆積算の基準、考え方は公になっているので、それを参考にできるようになっています。また、公共工事の労務単価は公表しています。ただ、資材の単価は一部公表していないので、そこで若干の差は出てきます。</p> <p>◆柏崎周辺農業水利事業所の所長名で、業者に対して出しています。</p> <p>◆当事業所で協議を行います。</p> <p>◆9月から工事に入り、11～12月にかけてダムの技術検討委員会があり、栃ヶ原ダムの安全性を評価していただいたのですが、そこで専門家から新しい機器をもって堤体観測をした方がいいとアドバイスいただき、変更して追加したものです。</p> <p>◆この規模の工事であれば所長決裁です。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>2 一般競争契約 九頭竜川下流農業水利事業所 松岡調整槽機械設備その2工事(第1回変更)</p> <p>◆7者も入札説明書を取りに来ていて1者応札になったことに不自然さを感じるのだが、入札しなかった理由を調査することもあるのか。</p> <p>◆この除塵機が受注業者のものだということは、7月27日に入札説明書を交付されて初めて分かるのか。</p> <p>◆7者中6者も辞退したというのは、多過ぎるような気がするが。</p> <p>◆余水吐枡は、これほど広い田んぼの真ん中にあるにもかかわらず、それほど大きな騒音がするのか。</p> <p>◆それにしても、ゴムのすだれだけでどれだけ効果があるのかという気がするが、住民は納得したのか。</p> <p>◆騒音問題は本件に限った話なのか。同様の騒音がある用水路というのは、他にも日本中にあるのではないのか。</p> <p>◆一般競争入札が1者応札になった場合、入札をやり直さなくてはならないというルールはなかったか。</p> <p>◆7者に入札説明書を交付して1者応札となった理由は分かったとしても、どうすれば入札がもう少し増えるのかを考えなければいけないのではないのか。</p>	<p>◆1者応札案件については、入札説明書を手した者のうち、任意に5者選定しアンケートを実施しています。本工事の除塵機は受注業者が施工したものだったため、単に他社は受注メリットが低いというのが本音ではないかと思われます。</p> <p>◆発注予定情報にて、除塵機修繕工事であることや工事場所を事前公表しており、工事実績情報システムで調べることはできますが、発注者側からどこの業者が制作したものであるかは示していません。</p> <p>◆公告の段階で「除塵設備」と書いていれば、どの者も自分の専門ではないと分かったと思いますが、「機械設備」と書いたので、様子を見に来られたのではないかと思います。工事内容の詳細を確認したところ、既設設備の修繕工事で工事コストに見合うメリットがないと判断されたのではないかと思います。</p> <p>◆すぐ近くに住宅があります。 先日ご覧いただいたものは田んぼの真ん中にありましたが、今回、装置を設置した場所は近くに民家が密集しています。流量も毎秒10m³と非常に多いので、うるさかったのだと思われます。</p> <p>◆すだれにより民家側の開口部から音が漏れずらくし、民家から遠い反対方向から音を抜くことによりあまり苦情を言われなくなりました。 コンクリートの枡なので、体育館のように中で音が共鳴して大きくなるのです。それをどこかで遮断すると、一気に音が消えます。</p> <p>◆ここに限った話ではありません。ただ、立地条件や設置の順番が問題で、本件では以前から住宅があった場所にいきなり装置が設置されたので、住民のフラストレーションには対応しなければいけません。</p> <p>◆本工事は一般競争入札であり、この場合は1者応札でも問題ありません。</p> <p>◆基本的にはヒアリングを実施して原因を探り、また、過去を振り返って工事期間が短くなかったか等、さまざまな目でチェックをした上で、次から参加者が増えるような工夫をその都度考えることにしています。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>◆過去にA社が造った機械をA社が直す場合と、A社ではない業者が直す場合では、費用が全く違うのではないか。後者だと一からになるので、高くつくのではないか。</p> <p>◆A社であれば部品を替えるだけで済むかもしれないが、過去の経緯を全く知らない業者では、そうはいかないだろう。電気機械関係の工事では、対象設備を造った業者が入るケースが多いので、その分だけ補修工事を安く見積もってもらうことはできないのか。</p> <p>◆対象設備を造ったという実績が総合評価において加点の基準になっていれば、その者が補修工事も行う確率は高まると思うが、必ずしもそうなっていないのか。</p>	<p>◆ご指摘のようなケースもあると思われます。ただし、手を付けなければならない部分によって異なります。部品交換だけなら、他社でも部品だけの値段で済むかもしれません。</p> <p>◆修繕にかかる施工歩掛は、対象設備を造った業者からも見積聴取しており、価格に反映されています。</p> <p>◆入札に参加する者の過去の同種工事の実績は評価しますが、対象設備を造った者であるから高く評価する、あるいは安く見積もってもらうというルールはございません。 対象設備を造った者が低価格で入札してきて有利になることはあり得ます。ただ、ダンピング防止のため基準価格を設けているので、その限度内での入札になります。 A社が造った機械だと、他社も入札説明書を取りには来るものの、恐らくA社が落札するだろうと判断して入札には参加していただけない場合もあると聞いたことがあります。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>3 簡易公募型競争契約 新川流域農業水利事業所 鎧漕排水機場機械設備実施設計業務</p> <p>◆公共工事で設計と工事を分けて発注するメリットは何か。法律で分けることになっているのか。</p> <p>◆それはヨーロッパでも同様なのか。</p> <p>◆業務位置を見るとゼロメートル地帯が広がっている。鎧漕排水機場のすぐ上に升漕排水機場、さらにその上に田漕排水機場、新川右岸排水機場、旧広通江排水機場、新川河口排水機場があるが、これらが連動して動かないと意味がないのではないか。</p> <p>◆設計も五つの排水機場で連動していないと意味をなさないのか、5社のコンサルタントがそれぞれで設計をするのはおかしいのではないか。</p> <p>◆五つの排水機場をまとめて、全体の排水量を決めるのは誰か。</p> <p>◆業務位置を決めるのは農政局か。</p> <p>◆設計工数や見積金額はどのように判断されているのか。</p>	<p>◆設計と工事を一括で行う設計・施工一括発注方式もありますが、通常は設計と施工のそれぞれにプロがいるので、設計は設計を専門とする業者に発注します。</p> <p>土木工事の場合、設計はコンサルタントや専門の設計業者が担当し、工事はゼネコンが担当します。ゼネコンが設計部門を持っているので、多少は設計能力があったとしても、コンサルタントは設計のエキスパートをそろえているので、基本は別発注です。また、土木工事では構造計算や水理計算といった計算・分析が入るのですが、コンサルタントは設計だけでなく安全性確認や分析も行うので、役割は完全に分担されています。</p> <p>◆恐らく同様だと思います。</p> <p>◆当該地域では光ケーブルで各施設を結ぶ水管理システムにより、1カ所で集中的に管理をしています。</p> <p>◆排水機場は非常に大規模な施設ですし、各地点における河川への設計排水量が決まっています、設計とは全く別に事業所で排水計画を作っています。</p> <p>◆設計とは別のコンサルタントが各地点の水理諸元を基にシミュレーションを行い、全体の排水量を検討します。</p> <p>各排水機場のコンサルタントは、ポンプのタイプなど、もう少し専門的な設計を担当します。</p> <p>◆決めるのは農政局ですが、それに基づいて計画を立てる専門のコンサルが存在します。</p> <p>農政局が整備すべき水準を把握し、地域の意見を聞きながら計画をまとめますが、安全性や経済性など総合的な検討を、専門分野のコンサルタントに外注し、農政局がコンサルタントを指導しながら計画と設計を行います。</p> <p>◆設計基準となる歩掛が公表されており、それに基づいて見積金額を確認しています。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>◆受注者の詳細を教えてください。</p> <p>◆株式会社のような一つの組織ではなく、さまざまな業者が集まっているのか。</p> <p>◆業務位置に基づいて地域の業者に限定して公募しているのか。</p> <p>◆県外の業者が入らないのは、コスト面で高くつくからか。</p> <p>◆マーケティングエリアを制限する入札もあるのか。</p>	<p>◆主に農業土木に関わる施設機械工事を行っており、特に水門やポンプ、除塵機等の設計に関するノウハウを有しています。</p> <p>◆数社で一般社団法人を形成しており、除塵機やポンプ、水門等の製作・設置ができる業者や機械の設計能力のあるコンサル部門を有する業者で構成されています。加盟各社の技術力を生かして、工事だけでなく設計にも参画しています。</p> <p>◆これは全国公募です。 機械は地域による違いがないので、特に地域を限ってはいません。</p> <p>◆現地調査や定期的な打合せがあるので、近い地域の業者の方が旅費交通費等で有利な面はあると思います。 今回、入札に参加した2者は、どちらも県外の者です。</p> <p>◆そういう場合もありますが、機械関係は土木に比べると専門業者が少ないことから、基本的に広く募るという意味で地域要件は特に設定していません。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>4 簡易公募型競争契約 信濃川水系土地改良調査管理事業所 全体実施設計信濃川左岸流域地区幹線 用水路測量設計他業務 (第1回変更)</p> <p>◆これも1者応札か。</p> <p>◆10者からどのように選んで受注業者に決定したのか。</p> <p>◆流量調査の目的は何か。</p> <p>◆信濃川の水量が下がったこととは関係ないのか。</p> <p>◆請負金額が変更前は予定金額に近似していなかったが、変更後は近似しているのはなぜか。見積合わせをしているため、近似するのも当然かとは思いますが。</p>	<p>◆入札したのは10者です。</p> <p>◆これも総合評価落札方式ですが、実施方針重視型で価格と技術力を1対1で評価して選定しています。水路の設計はかなり定型的なものなので、技術力重視型では価格と技術力を1対3とするのですが、本件ではどちらかという価格に重きを置いて評価する入札方式を採っています。</p> <p>◆この流量調査は、河川管理者からある地点の流量を正しく測って報告できるのかという指摘があり、その確認の意味で実施したものです。</p> <p>◆関係ありません。 これは用水路の流量調査です。</p> <p>◆変更の場合はどの項目が変更になるかを容易に確認できるので、あまり差が出ないのではないかと思います。 公表されている農林水産省の積算基準に基づいて積算しているので、大体近い金額になります。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>5 随意契約 北陸農政局 収入減少影響緩和対策積立金管理業務 委託事業 (第1回変更)</p> <p>◆農業共済全般との関係はどうなるのか。</p> <p>◆制度が二つあるということか。</p> <p>◆都道府県別に制度が存在するのか。</p> <p>◆農政局で一括して北陸4県を見直すことはなく、たまたま今回は新潟県だけがピックアップされたということか。</p> <p>◆それほど補てんしなくてもよかったから、積立金を安くしたということか。</p> <p>◆自然災害や病気等が少なくて資金に余裕ができたから、その分、掛金を安くするという理解でいいのか。</p> <p>◆逆に補てん額が多くなった年は、今回安くした分だけ、事業費を上げなければならないのではないのか。</p> <p>◆今回、事業費が想定よりも少なかった理由は何か。</p>	<p>◆標準単収に比べて1割以上下がった場合は、農業共済が発動されたという前提で、その分は引かれます。</p> <p>◆そうです。農業共済は別途個人に支払われていて、他に本積立金もあるということです。</p> <p>◆都道府県ごとに、国が事前に積立金管理者を指定して委託先としています。</p> <p>◆そうです。4県それぞれに同様の協議会組織があり、見直しが行われています。</p> <p>◆農業者が積み立てた分を戻すという意味もありますが、当初は期間途中の農業者からの返納要請や、農業者の死亡による返納をもっと多く見込んでいたということもあります。</p> <p>◆掛金は変わりませんが、事業費が安くなったということです。</p> <p>◆今回は結果的に半分ほどになりましたが、そこは毎年変動するので、当初にどのぐらいの余裕を見ておくかということになります。</p> <p>◆まず、対策が発動される件数が少なかったことが第一です。また、制度上、交付金が出るとそこで一度手数料が掛かり、その後、残額が出て農業者が求めた場合には全額返納するので、そこでもう一度手数料が掛かります。今年は全額返納を求める農業者が少なく、手数料が1回分少なかったことが主な要因だと考えています。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>6. 全般について</p> <p>◆北陸農政局新潟市庁舎改修工事で、4番の者が低入札価格で落札となっているが、それについて確認したい。</p> <p>◆低入札価格であれば、無効ではないか。</p> <p>◆九頭竜川下流(二期)農業水利事業では、低入札価格となった業者が無効になっているがなぜか。</p>	<p>◆調査基準価格が税抜き1532万7000円で、4番の者からそれを下回った金額での入札があり、低入札価格調査を行った上で問題ないと判断されたため、落札となりました。</p> <p>◆総合評価落札方式の工事だと、低入札価格調査を行って履行体制に問題がないと判断され、価格点と技術点の合計である総合評価点が最高値であればその者が落札することになりますが、今回のような最低価格落札方式の場合、単に価格での勝負となるので、履行体制に問題がなく、この価格でも当局が求める施工が可能と判断されれば落札となります。 低入札価格調査委員会を開催して、そこで判断をしています。 低入札の時点で無効ということにはなりません。</p> <p>◆低入札価格であった者には、施工体制確認のためのヒアリング及び追加資料の提出に応じるかどうかの意思確認をするのですが、その者がヒアリングを辞退した場合は、その入札自体を無効という扱いにしています。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>7. その他について</p> <p>◆本日、ピックアップされた件については、特に問題はないと思う。ただ、複数の業者が入札説明書を取りに来たにもかかわらず、1者応札となったケースが数件見受けられた。個々の事情もあると思うが、入札制にすることの意味を考えて、できるだけ競争性を高めるよう努力していただきたい。</p>	